

女性活躍に関する情報公表

(計画期間：R4. 4. 1～9. 3. 31)

令和6年3月31日現在

公表項目	年度	率・割合
男女別の育児休業取得率	令和5年4月	男性：0% 女性100% 内容（出産休暇1名、育児休業3名、 育児短時間勤務2名）
年次有給休暇の取得率	令和5年4月	59.80%
男女別の育児休業取得率	令和6年4月	男性：0% 女性100% 内容（出産休暇2名、育児休業3名、 育児短時間勤務1名、育児のための勤 務時間の繰り下げ1名）
年次有給休暇の取得率	令和6年4月	58.70%

日本遠洋旋網漁業協同組合

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

課題 1： 出産・子育て等を機に（あるいはそれ以前に）、女性社員が退職する傾向にある。

3. 目標

- ・ 男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数割合を70%以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組 1： 利用可能な仕事と家庭の両立支援制度を周知する

- 令和 4 年 4 月～ 男女共に利用可能な仕事と家庭の両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底
- 令和 4 年 9 月～ 直近事業年度の両立支援制度の取得状況の確認
- 令和 5 年 4 月～ 給付内容及び休業内容を社員に周知する
- 令和 6 年 4 月～ 社内研修等を活用し、両立支援制度について周知を行う。
- 令和 7 年 4 月～ 課題を分析し、取り組みの強化や施策の追加を検討する。

取組 2： 有給休暇取得を推進する取組を実施する

- 令和 4 年 9 月～ 年次有給休暇の取得に関する再周知
- 令和 5 年 4 月～ 全従業員の子年次有給休暇の取得率の確認
- 令和 5 年 9 月～ 年次有給休暇の取得率を把握し、半期ごとの有給休暇の取得状況の周知

日本遠洋旋網漁業協同組合 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：令和7年3月末までの年次有給休暇の取得日数をさらに促進し、目標日数を一人当たり年間5日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 令和2年4月1日より年次有給休暇に関する付与算定基準日が4月1日に変更となったため、これに伴う管理方法等の調整・整備を行い、取得状況把握及び管理を開始する。
- 令和2年7月～ 工場長会議等で行動計画を公表する。
- 令和2年9月～ 新基準日による上半期での有給休暇の消化状況を把握する。
- 令和3年3月～ 新基準日による下半期での有給休暇の消化状況の把握、及び、1年間での有給休暇の消化状況を把握する。
- 令和3年4月～ 前年同様の年間の消化状況等を把握、及び以後継続的な年度ごとの消化状況を把握する。